



100歳のお誕生日
おめでとうございます
市長から表彰状が贈られました



おのざと きよこ
小野里 喜代子さん
(5月10日生まれ・下大塚)

株式会社ロゴスコーポレーションと
包括連携協定を締結しました



5月30日、株式会社ロゴスコーポレーションと市は「藤岡市と株式会社ロゴスコーポレーションとの包括連携協定」を締結しました。
この協定に基づき、アウトドアを生かした地域活性化や観光振興など、相互の人的・物的資源を有効に活用した取り組みを進めていきます。
問い合わせ 企画課(☎402424)

市役所職員採用試験を実施します！

採用予定日 令和8年4月1日
資格 日本国籍を有し、地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない人
試験案内配布 市ホームページからダウンロードしてください
※市役所市民相談室、鬼石総合支所鬼石振興課でも配布しています
受付期間 7月22日(火)～8月20日(水)に市ホームページ(右記2次元コードを読み取り)から申し込
んでください
試験会場 市役所など
第1次試験 9月21日(日)に実施
第2次試験 第1次試験合格者を対象に10月下旬に実施
第3次試験 第2次試験合格者を対象に11月下旬に実施
問い合わせ 職員課(☎402226)



試験区分(定員)		学歴など	年齢	試験内容
新卒・既卒				
①	事務Ⅰ (5人程度)	4年制以上の大学を卒業(令和8年3月卒業見込み可)した人	平成7年4月2日以降に生まれた人	教養試験
②	事務Ⅱ (3人程度)	高校を卒業(令和8年3月卒業見込み可)し、事務Ⅰの学歴資格に該当しない人		
③	事務Ⅲ (若干人)	4年制以上の大学を卒業(令和8年3月卒業見込み可)し、障害者手帳の交付を受けている人	平成2年4月2日以降に生まれた人	
④	事務Ⅳ (若干人)	高校を卒業(令和8年3月卒業見込み可)し、障害者手帳の交付を受けている人で、事務Ⅲの学歴資格に該当しない人		
⑤	建築 (若干人)	大学の建築系学科を卒業(令和8年3月卒業見込み可)した人または2級建築士以上の資格を有する人	平成7年4月2日以降に生まれた人	専門試験
⑥	土木Ⅰ (若干人)	大学の土木系学科を卒業(令和8年3月卒業見込み可)した人または2級土木施工管理技士以上の資格を有する人		
⑦	土木Ⅱ (若干人)	高校の土木系学科を卒業(令和8年3月卒業見込み可)した人		
⑧	電気 (若干人)	大学の電気系学科を卒業(令和8年3月卒業見込み可)した人または第3種電気主任技術者以上の資格を有する人	平成2年4月2日以降に生まれた人	
⑨	保健師 (若干人)	保健師の資格を有する人(令和8年3月末までに取得見込み可)		
⑩	助産師 (若干人)	保健師および助産師の資格を有する人(令和8年3月末までに取得見込み可)		
⑪	社会福祉士 (若干人)	社会福祉士の資格を有する人(令和8年3月末までに取得見込み可)		
⑫	保育士 (若干人)	保育士の資格を有する人(令和8年3月末までに取得見込み可)		
⑬	学芸員(考古学) (若干人)	大学で考古学に関する専門課程を修了した人または学芸員の資格を有する人(令和8年3月末までに取得見込み可)		
社会人経験者				
⑭	事務 (5人程度)	5年以上の社会人経験を有する人	昭和50年4月2日～平成7年4月1日に生まれた人	職務経験 論文試験
⑮	建築 (若干人)	5年以上の社会人経験を有し、2級建築士以上の資格を有する人	昭和60年4月2日～平成7年4月1日に生まれた人	
⑯	土木 (若干人)	5年以上の社会人経験を有し、2級土木施工管理技士以上の資格を有する人		
⑰	電気 (若干人)	5年以上の社会人経験を有し、第3種電気主任技術者以上の資格を有する人		

介護保険施設や短期入所を利用している場合には、これらの施設でかかる居住費や食費を収入に応じて軽減する制度があります。この制度を利用するには申請をして「介護保険負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。
対象 下表の収入状況の要件・預貯金などの資産要件に当てはまる人
※対象外の場合でも高齢者夫婦世帯・親子世帯などは特例減額措置の対象となる場合があります
持ってくる物 ▽申請書▽本人および配偶者の印鑑(スタンプ印不可)▽本人および配偶者の預貯金通帳などの写し
※申請書は介護保険課・介護保険施設・市ホームページにあります
認定証の更新
現在交付されている認定証の有効期限は7月31日(木)です。8月以降も必要な人は8月29日(金)までに更新の手続きをしてください。

利用者負担段階	収入状況の要件	預貯金などの資産要件
第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人	単身…1,000万円以下 夫婦…2,000万円以下
第2段階	住民税が世帯非課税 合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万9,000円以下の人	単身… 650万円以下 夫婦…1,650万円以下
第3段階①	合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万9,000円を超え、120万円以下の人	単身… 550万円以下 夫婦…1,550万円以下
第3段階②	合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間120万円を超える人	単身… 500万円以下 夫婦…1,500万円以下

※世帯には世帯分離をしている配偶者を含みます

申請・問い合わせ 介護保険課(☎402292)

市長コラム

みんなで守る子どもたちの安全・安心

先月から今月にかけて、各小中学校、藤岡警察署、国・県の道路所管部署にもご協力をいただき通学路の合同点検を実施しています。市長就任以来、子どもたちの安全・安心を第一に、通学路の安全対策についても最優先課題の1つとして取り組みを強化し、危険箇所には予算を増額して迅速に対応するなど、積極的に整備を進めています。

同時に、PTA・交通指導員といった関係者の皆さんや、地域の方々が子どもたちの安全を守るため、それぞれできることをと、声を届けていただいたり、見守り活動などを行っていることに心から感謝申し上げます。子どもたちが安全・安心な環境の中で伸び伸びと成長できるよう、これからも皆さんとともに、安全対策に全力で取り組みます！

